

一坂町県道推進室からのお知らせ

# 県道だより

第10号 発行：平成17年9月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町  
平成ヶ浜一丁目1番1号  
坂町県道推進室

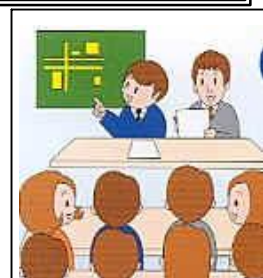
TEL (082) - 820 - 1536

FAX (082) - 820 - 1523

E-mail:sanken@town.saka.hiroshima.jp

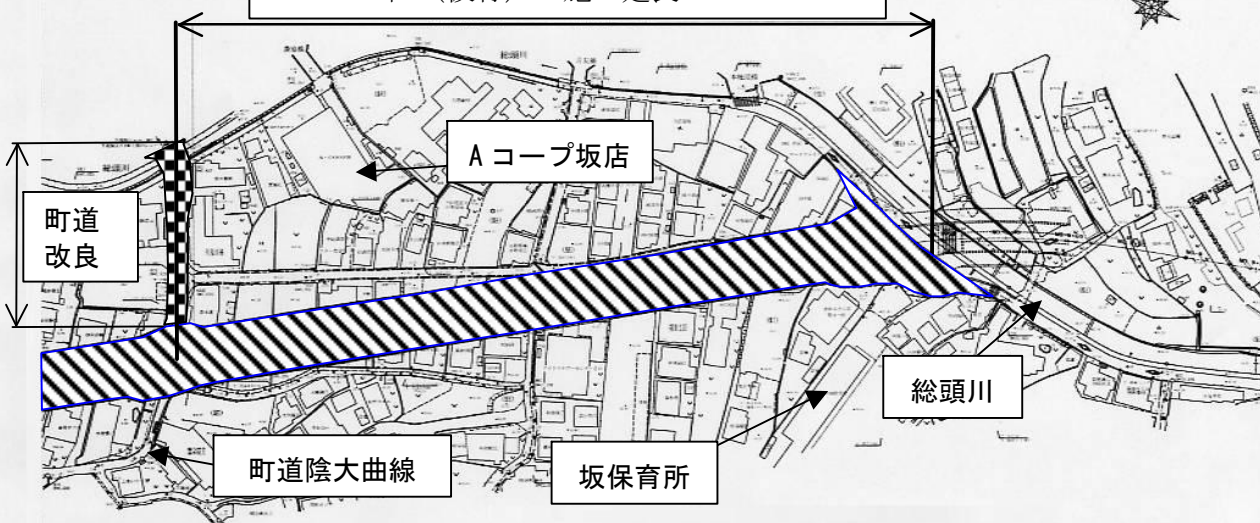
この度、広島県は、県道坂小屋浦線の関係者の皆様から更なる理解をいただけるよう、平成17年2月22日（火）の県道説明会に引き続き、8月9日（火）に坂公民館において、県道事業（町道陰大曲線から総頭川に接続するまでの区間）の地元説明会を開催しました。

今回は、その概要についてお知らせいたします。




## 平面図

1-2工区（仮称） 施工延長 L=239m



現地盤に応じて登っていき、沿道から直接県道への出入りが可能です。基本幅員  $w = 17m$

## 説明趣旨

- 地形測量を基に工事図面となる実施設計を行いました。  
なお、測量未実施区域は既存の資料で補完しています。
- 今後の予定として、道路と宅地との取り合わせや宅地の排水処理など設計の精度を上げていきます。また事業着手に当たり、詳細な設計を完成させる必要があります。地形測量のご協力を是非ともお願いします。
- 今後、用地買収を行うためには、設計精度の向上と一定区間の地権者の理解を得て、現地での幅杭の設定、境界立会を行った後、不動産鑑定士による土地単価の設定を行い、皆様に説明後、補償交渉に入ります。
- また皆様に説明できる具体的な設計が出来ましたら、現地で説明しながら、皆様からのご理解を得たいと考えております。
- 県道と町道総頭川1号線を結ぶ町道の  の区間は、町が拡幅します。

## 説明会での質疑（補足説明を含む）

（質問 1）移転代替地への不安が大きい

（回答 1）計画が進む中で具体的な補償額がわかってきます。

これに基づき、町が提示した代替地以外で地区内移転等を希望される方は、代替地として土地を提供していただける方と町が交渉を始めるなど、色々と提案を示すことができます。現在は事業の進捗状況により、そういった提案ができないので皆様のご理解をいただきたい。



（質問 2）古い建物は補償額が低く、また高齢で移転に伴う追い銭などが出せない場合など移転することができない。

（回答 2）家屋の補償は、材料などにより補償額が異なるため、調査をしないと具体的にはわからないので、現段階では具体的に示すことができません。用地や家屋などを調査した結果に基づき、皆様とお話ししていきたいと思えます。

（質問 3）補償に入る時期はいつになるのか。

（回答 3）今回説明した図面の設計の精度を上げ、地権者の理解が得られれば、現地で幅杭の設定、境界立会を行い、その地域の基準となる土地を定め、不動産鑑定士が近隣の取引事例などから、その基準地の土地評価額を算出し、土地の補償額が算定されます。その後、土地の補償額について皆様と交渉ができるようになります。

（質問 4）公共事業は一般的な土地取引より優遇されないのか。

（回答 4）公共事業は公正な取引価格で行います。皆様にとって一般取引より優遇される点は、税金や年金等の優遇措置があります。

（質問 5）家からの取り付けはどうなるのか。

（回答 5）県道は現在の地形なりに一定の角度で登っていくため、宅地と県道の取り付け位置により、宅地と県道の高さに差が生じてきます。このため実際に現地で道路の高さや幅を杭等で表示し、県道の土地への掛かり方などを確認しながら境界立会を行い、宅地から県道への取り付け位置や利用方法など皆様が利用しやすい県道となるよう相談をしながら決めていきたいと思っています。

（質問 6）・県道事業はなかなか進んでいないが、今回の 1-2 工区（仮称）を先にやることで、県道事業が進むことになるんじゃないのか。

・事業は早くやってもらいたいが、移転等に伴い、色々と困っている方もいるので、行政はこれからも地権者の立場になり親身になってやってもらいたい。

（回答 6）一刻も早い県道の整備に向け、これからも一生懸命がんばりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

